

丸亀市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成26年3月3日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 松浦正武

- 1 措置を講じた団体
丸亀市飯綾商工会
やすらぎと生きがいのある町たるみをつくる会
飯山南コミュニティ協議会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成25年9月27日
財政援助団体監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成25年12月25日
- 4 措置通知年月日
平成26年2月20日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
別紙のとおり

平成25年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 丸亀市飯綾商工会

(1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	内容の異なるもので同じ伝票番号が2件あったり、伝票番号が連続していないものがあつたので、注意して出納業務を行うこと。また、伝票作成を誤った時は、訂正した跡が分かるようにしておくこと。	今後は、訂正した伝票の処理に十分な確認を行い、厳正な出納業務を行うこととします。
	補正予算は本来、総会の承認を得なければいけないが、その都度総会を開くことが難しいのであれば、事前に会長等の決裁があれば予算を補正する等ができるように決裁規程を整備し、次期総会に報告をすること。	今後については、総会において予算の議決の際、予算の補正が必要な場合は理事会への一任する旨を記載し、承認を受けることといたします。
	1件の請求書で複数の部署等から支払う場合は、支出伺兼支出伝票に支払額の内訳明細を記載すること。	今後は、ご指摘のとおり支出伺兼支出伝票に支払額の内訳明細を記載することとします。
	切手代やコーヒー代の購入で個人が立替払をした時に、支出伝票を作成せずに支払いをしていたので、必ず支出伝票を作成してから支出すること。	今後は、立替払が発生する場合は、必ず支出伝票を作成してから支出することといたします。
	平成24年3月31日の文具類の請求書を平成24年度予算で支出しているが、債務が発生した年度で支払いをすること。	ご指摘の件については、関係会員業者との連携を図りながら年度内の請求についてはその年度で支払うように努めます。

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	貸借対照表で、固定資産の建物と残高勘定の建物残高が同額であり減価償却をしていないが、今後は固定資産の減価償却の考え方を取り入れていただきたい。	全国商工会連合会の商工会運営指針に基づき、固定資産についてこれまで減価償却をしてきませんでした。その後、同運営指針が「毎年決算時に資産の価値評価をして、帳簿価格から適正な資産の償却を行うべきである。」と改定されたことから、香川県商工会連合会より平成25年度から資産の償却することの指導がなされております。本会としても平成25年度から償却する方向で検討いたします。
	綾歌支所で個人の立替払による支出が見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。	今後は、個人の立替払を行わないこととし、緊急の場合でも小口現金等で対応することにします。

2. やすらぎと生きがいのある町たるみをつくる会

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	ボランティア保険料を平成24年度で2年分支払っているが、契約年度ごとに支払うこと。	保険会社と保険料の支払時期について協議するとともに、今後は支払年度の確認に十分注意し、このようなことの無いようにします。
	事業に掛かる経費を部会に一括して支出した時は、事業終了後精算し、残額があればコミュニティ会計に返金すること。	今後はご指摘のように処理します。
	会費を徴収して歓送迎会を行った際に、支出総額より会費収入を差し引いた額を支出額としているが、会費収入については収入票により入金し、掛かった経費の総額を支出票により支出すること。	今後、会費を徴収して歓送迎会などを行う際は、会費は収入票により入金し、掛かった経費の総額を支出票により支出するよう処理します。

	<p>チャレンジデーの経費5万円をコミュニティ会計で支出したものを、体育協会垂水支部から5万円返金されているが、この場合の会計処理は収入とするのではなく、支出の減額として処理すること。</p>	<p>今後はご指摘のように処理します。</p>
<p>指定管理委託料に関する事項</p>	<p>年度末の精算により指定管理料を返金する場合は、支出伝票を作成すること。</p>	<p>今後は指定管理料を返金する場合は、支出伝票を作成して処理します。</p>
	<p>無償で会議室等を使用させる場合も、使用許可申請書を提出させて、それに対する使用許可証を発行すること。</p>	<p>無償、有償に関わらず使用許可申請書の提出を求め、それに対する使用許可証を発行します。</p>
	<p>労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成、提出及び帳簿類の作成、管理業務契約書第1条の契約の更新で、「甲と乙の間の業務委託契約期間は、1年間とする。契約期間満了の日または変更を希望する日の1ヶ月前までに甲、乙いずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、1年間の契約を更新するものとする。」といういわゆる自動更新条項が規定されているが、後年度予算の裏づけがないので単年度契約とし、期間満了ごとに新たな契約を締結すること。</p>	<p>次年度からは単年度契約で契約します。</p>
	<p>会議室の使用料を返金する場合は、収入の減額として処理すること。また、通勤費340円を誤って支出したものを返金しているが、この場合は収入ではなく支出の減額として処理すること。</p>	<p>今後はご指摘のように処理します。</p>
	<p>指定管理料で購入した備品は、市の基準に従い備品台帳を作成すること。</p>	<p>購入した備品についてはコミュニティの備品台帳に記載し管理致します。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	コミュニティ及び指定管理の会計については個人の立替払による支出が多く見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。	立替払は、原則として行わないようにします。なお、必要がある場合は、事前に支出票を作成し、資金前渡もしくは小口現金等で対応するようにいたします。やむを得ず立替払をした場合は、立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を徴することとします。

3. 飯山南コミュニティ協議会

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	会費を徴収して年末反省会を行った際に、支出総額より会費収入を差し引いた額を支出額としているが、会費収入については収入票により入金し、掛かった経費の総額を支出票により支出すること。	今後は、会費を徴収した際には収入票により入金し、経費の総額を支出票により支出いたします。
指定管理委託料に関する事項	平成23年12月から平成24年3月末までに購入したものを、平成24年度予算で支出しているが、購入した年度で支出すること。 自動販売機設置に関する覚書の第7条で、「契約して期間満了の際、双方異議なき場合は、契約を1ヶ年延長し以後も同様とする。」といういわゆる自動更新条項が規定されているが、単年度契約とし契約期間満了ごとに新たな契約を締結すること。また、浄化槽維持管理業務委託契約も同様に自動更新条項が規定されているが、後年度予算の裏づけがないので、単年度契約か長期継続契約とし、期間満了ごとに新たな契約を締結すること。	ご意見に沿い、購入年度を確認の上、購入した年度にて支払いを行うようにいたします。 ご意見に沿い、自動販売機設置及び浄化槽維持管理業務は、単年度契約とし契約期間満了ごとに新規契約を締結します。

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	コミュニティ及び指定管理の会計については個人の立替払による支出が多く見受けられるが、できる限り個人の立替払はせず、小口現金等で対応していただきたい。	今後は、立替払はしないこととし、支払資金が必要な時は小口現金等で支払いを行うこととします。
補助金に関する事項	飯山南コミュニティ会計から法の郷いきいきまつり実行委員会へ経費を支出しているが、このまつりが地域のコミュニティ活動の一環であるならば、組織としての位置付けを明確にし、その収支についてはコミュニティの総会で報告するとともに、年度末で精算し、余剰金が発生した場合はコミュニティ会計へ返納していただきたい。	多方面から資金確保をしていた関係から、別途まつり実行委員会予算を作成して実行委員会で収入、支出を明らかにしてきたが、ご指摘のような点を改善するため、平成26年度からコミュニティ協議会の予算に組み入れて措置をします。
指定管理委託料に関する事項	業者等から見積書を受け取った際には会長に決定印を押印してもらい、金額決定の根拠として契約書等に添付しておいていただきたい。	ご意見に沿い、見積書を受け取った後、会長が確認の上、決定印を押印し契約書等に添付いたします。